

網走市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づき、網走市長（以下「市長」という。）が行う低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定、計画変更の認定（以下「認定等」という。）に係る審査事務を合理的かつ効率的に行うために必要な事項を定める。

(認定基準)

第2条 計画は、法第54条第1項第1号から第3号までに規定する認定基準に適合するものとする。

(事前審査)

第3条 認定等を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に申請書を提出する前に、住宅の用途に供する建築物である場合は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関による低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査（以下「調査機関審査」という。）又は、住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査を受け、住宅以外の用途に供する建築物である場合は、調査機関審査を受け、「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）」（第1号様式）の交付を受けるものとする。

2 前項に定める適合証は、法第54条第1項第1号（エネルギーの使用の合理化等）に定める認定基準について、次の各号に定める認定基準の区分の全てに適合することを証したものであること。

- (1) 外皮性能基準
- (2) 一次エネルギー消費量の基準
- (3) その他の低炭素化に資する措置に関する基準

(事前届出等)

第4条 申請者は、市長に申請書を提出する前に、関係法令その他条例、要綱に定められている届出等の手続きを完了しているものとする。

(認定申請)

第5条 申請者は、法第53条第1項に規定する認定の申請をするときは、法施行規則第41条に規定する認定申請書及び添付図書を市長に提出し、適合証の原本を提示するものとする。

2 前項の申請に併せて法第54条第2項の規定による建築基準関係規定に適合するかの審査の申し出を行う場合は、申請者は前項の認定に必要な添付図書に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の申し出に、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する構造計算を含む場合には、構造計算適合性判定センターの判定を受けるものとする。

(認定申請に必要な添付図書)

第6条 申請者は、法施行規則第41条に定める添付図書のほか、次の各号に定める図書を提出するものとする。

(1) 第3条に規定する適合証

(2) 第4条の届出の手続きを完了していることを確認できる書類（通知書等の写し又は受付印等のある届出書等の写し。）

(認定の通知)

第7条 市長は、計画の認定をするときは、法施行規則第43条第1項の規定により、申請者へ認定通知書を交付する。

(計画の変更申請)

第8条 申請者は、法第55条に規定する変更の認定の申請をするときは、法施行規則第45条に規定する変更認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条までの規定を準用する。

(取り下げ届)

第9条 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、取り下げ届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第10条 計画の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、認定低炭素建築物新築等計画の建築を取りやめるときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書（第3号様式）に認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第11条 認定建築主は、認定を受けた計画の建築物の建築工事が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨を建築士が確認し、速やかに、工事写真を添えて認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 法第56条により市長から報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物状況報告書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第12条 市長は、認定、変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(改善命令)

第13条 法第57条の改善命令は、改善命令書（第7号様式）により行うものとする。

(認定の取り消し)

第14条 法第58条の規定による認定の取り消しは、認定取消通知書（第8号様式）により行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年12月4日から適用する。

第1号様式（第3条関係）

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査

適合証

（依頼者の氏名又は名称） 様

（登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関名） 印

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規定に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号から第3号の認定基準のうち、第1号の基準に適合していることを証します。

記

- 1 建築物の位置
- 2 建築物の名称
- 3 市街化区域等 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
- 4 建築物の用途 一戸建ての住宅 住宅以外の用途のみに供する建築物
 共同住宅等 住宅及び住宅以外の両方の用途に供する建築物
- 5 建築物の工事種別 新築 増築 改築
 直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替
 空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修
- 6 申請の別 建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 7 認定申請先の所管行政庁名 網走市

技術的審査依頼年月日	年	月	日
認定申請予定日	年	月	日
適合証交付年月日	年	月	日
適合証交付番号			
審査員氏名			

第2号様式（第9条関係）

取り下げ届

年 月 日

網走市長 様

届出者住所
氏名又は名称

印

次の認定の申請を取り下げるので、網走市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第9条の規定に基づき届け出ます。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 確認の特例の有無（法第54条第2項に基づく申し出）

有 無

3 申請に係る建築物の位置

4 申請の別

建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方

5 取り下げ理由

※受付欄	※決裁欄	※備考欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注意) 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第3号様式（第10条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書

年 月 日

網走市長 様

認定建築主住所

氏名又は名称

印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく次の建築物の建築を取りやめたいので、網走市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第10条の規定に基づき、認定通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第54条第2項に基づく申し出）
有 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主（計画の認定を受けた者）の氏名又は名称
- 7 取りやめの理由

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 備考欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注意) 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第4号様式（第11条第1項関係）

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

網走市長 様

認定建築主住所

氏名又は名称

印

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので、網走市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第11条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第54条第2項に基づく申し出）
有 無 （確認年月日・番号）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主の氏名又は名称
- 7 建築工事完了年月日
年 月 日
- 8 工事施工者
【名称】
【建設業の許可番号】
【所在地】
【電話番号】

- 9 認定低炭素建築物新築等計画に基づき、建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士等
 【資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【住所】
 【氏名】 印
 【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【所在地】

10 工事中の軽微な変更の内容

※受付欄	※決裁欄	※備考欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

- (注意) 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 3 「10. 工事中の軽微な変更の内容」は別紙とすることができます。
 4 建築基準法第7条5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写しを添付してください。
 5 建築士法第20条第3項による工事監理報告書(写)及び軽微な変更があった場合にはその変更に係る図面を添付してください。

第5号様式（第11条第2項関係）

認定低炭素建築物状況報告書

年 月 日

網走市長 様

認定建築主住所
氏名又は名称

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第56条の規定により、報告の求めのあった認定低炭素建築物新築等計画に基づく次の建築物の新築等の状況について、網走市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第11条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第54条第2項に基づく申し出）
有 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主（計画の認定を受けた者）の氏名又は名称
- 7 新築等の状況

※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 備考欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注意) 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第6号様式（第11条第2項関係）

認定しない旨の通知書

網建第 号
年 月 日

様

網走市長 印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、次の理由により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、網走市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、網走市（代表者 網走市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所

3 申請に係る建築物の位置

4 申請の別

建築物全体

住戸のみ

建築物全体と住戸の両方

5 理由

改善命令書

網建第 号
年 月 日

様

網走市長 印

次の認定低炭素建築物新築等計画について、都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、網走市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、網走市（代表者 網走市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号

2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日

3 認定建築主の氏名又は名称

4 認定に係る建築物の位置

5 申請の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方

6 命ずる措置

7 改善の期限
年 月 日

認定取消通知書

網建第 号
年 月 日

様

網走市長

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定に基づき、次の認定低炭素建築物新築等計画について、その認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、網走市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、網走市（代表者 網走市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第54条第2項に基づく申し出）
有 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 申請の別
建築物全体 住戸のみ 建築物全体と住戸の両方
- 6 認定建築主の氏名又は名称
- 7 理由